

お客様各位

2014年度消費税率改正に伴う対応について

2013年12月10日

リアル・イングリッシュ・ブロードバンド株式会社

拝啓 初冬の候、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2014年4月1日からの消費税率改正に伴い、弊社の対応方法についてご案内申し上げます。
基本的に2014年4月1日を基準として税率の切り替えをさせていただきますが、お支払方法やお申込内容により若干適用方法が異なりますので、以下のとおりケース別にご案内申し上げます。
ご不便をお掛け致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 法人お支払いの場合

▼申込時に開講日が確定している場合

開講日を基準に税率が適用されます。

- ・開講日が2014年3月31日までの分⇒5%
- ・開講日が2014年4月1日以降の分⇒8%

▼開講日が受講者の登録タイミングに委ねられる場合

「ライセンス発行」(受講を開始できる権利の発行)が完了した日を基準に税率が適用されます。

- ・ライセンス発行日が2014年3月31日までの分⇒5%
- ・ライセンス発行日が2014年4月1日以降の分⇒8%

2. 受講者お支払いの場合

受講者が登録完了(※1)した日を基準に税率が適用されます。

- ・受講者が登録を完了した日が2014年3月31日までの分⇒5%(※2)
- ・受講者が登録を完了した日が2014年4月1日以降の分⇒8%

※1 「登録完了」とは、受講者が登録用ページにて利用規約および修了条件に同意し、個人情報入力および支払方法の選択までの一連の作業を完了した状態を指します。

※2 2014年3月31日までに登録が完了していれば、仮にお支払手続きが2014年4月1日以降になっても5%の税率が適用されます。

【ご注意】

消費税率変更に対応する為、2014年3月31日23:30~2014年4月1日0:30の約1時間、お申込サイトからの受付処理を一時停止させていただきます。何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

なお、この間コース学習画面は通常通りご利用頂けます。

以上



Real English Broadband Co., Ltd.

Tokyo Head Office
Nohgaku Shorin Bldg, 4F, 3-6, Kanda-Jimbocho,
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051
Tel: 81 3 3238 1630 Fax: 81 3 3238 1640

Kansai branch
207, OX Umeda Bldg, Annex, 2-7-18 Shibata,
Kita-ku, Osaka 530-0012
Tel: 81 6 6147 3997 Fax: 81 6 6147 3998